

○登米市公益通報処理に関する要綱

平成19年7月24日

告示第152号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定により、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するために、必要な事項を定めるものとし、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 外部の労働者が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長をいう。
- (3) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (4) 通報 通報対象事実について、外部の労働者が市の機関に知らせる行為をいう。
- (5) 通報者 通報をした者をいう。

(通報相談窓口の設置)

第3条 市長は、総務部総務課に、労働者からの公益通報に関する窓口（以下「通報相談窓口」という。）を設置する。

2 通報相談窓口は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 外部の労働者からの公益通報に関する相談
- (2) 通報の受付
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、公益通報に係る通報対象事実等について処分又は勧告等の事務を所掌する市の機関に置かれる課室（以下「所管課」という。）において直接公益通報に関する相談、通報等が行なわれた時は、当該所管課で前項各号に掲げる事務を行なうものとする。

(公益通報の方法)

第4条 公益通報は面接、書面及び電子メールによる。

2 公益通報には次に掲げる事項が具備されなければならない。

- (1) 公益通報者の氏名

- (2) 公益通報者の連絡先
- (3) 通報対象事実が発生した事業所、所在地及び電話番号
- (4) 通報対象事実が発生した事業所と公益通報者の関係
- (5) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由の概要と、知り得た日時
- (6) その他必要な事項
(通報の受理)

第5条 市長は、通報を受け付けた場合において、当該通報が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、これを公益通報として受理するものとする。

- (1) 労働者がしたものであること。
- (2) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなくされたものであること。
- (3) 労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合で、当該通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等の権限を有するものであること。

2 市長は、受け付けた通報を公益通報として受理するときは受理する旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由又は情報提供として受け付けた旨を、通報者に通知するものとする。

(受理後の処理)

第6条 市長は、公益通報を受理したときは、総務課及び所管課において、法第10条第1項の調査（以下「調査」という。）を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、同項の法令に基づく措置その他適正な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

(調査等の通知)

第7条 市の機関は、調査を開始したときは、当該調査の進ちよく状況を当該公益通報に係る通報者に適宜通知するよう努めるものとする。ただし、当該通報にかかる通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

2 市の機関は、調査を終了したときは、当該調査の結果を当該公益通報に係る通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、当該通知者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(措置の通知)

第8条 市の機関は、措置をとったときは、当該措置の内容等を当該公益通報に係る通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、当該通知者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(教示)

第9条 市長は、公益通報に係る通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を当該公益通報に係る通報者に教示するものとする。

2 公益通報の受理後に市の機関以外の行政機関が当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、前項の規定を準用する。

(秘密保持への配慮)

第10条 市長は、通報並びにこれに関する記録及び関係資料について、通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉等に配慮し、これを取り扱うものとする。

(市の機関相互の協力)

第11条 公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関が複数ある場合は、市の機関は、連携して調査を行い、又は措置する等、相互に連携し、及び協力するものとする。

(処理期間)

第12条 市長は、当該公益通報の調査結果を得るために必要と見込まれる期間を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(秘密保持の徹底)

第13条 市の機関の職員は、公益通報に関してその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第14条 市の機関の職員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、関与してはならない。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、通報の件数、内容等について、毎年度その概要を公表するものとする。ただし、氏名等公益通報者が特定できる情報は公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

参考様式

取扱厳重注意

(表)
公益通報受付票兼管理台帳

受付 No.		受付担当者	
通報受付日時	年 月 日 時 分～ 時 分		
通報の方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他		
通報者名	<input type="checkbox"/> 実名()		
通報者区分	<input type="checkbox"/> 会社名() <input type="checkbox"/> その他()		
通報内容	(1) 通報対象者 (2) 所属 (3) 不正の内容 (いつ) (どこで) (どのような) (4) 不正事実(生じている・生じようとしている・その他) () (5) 対象となる法令違反等() (6) 証拠書類 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> フロッピー <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 無 (7) 本通報窓口以外への通報・相談の有無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 (8) 特記事項		
留意事項			
通報者が希望する対応			
通報受付後の本人への連絡	<input type="checkbox"/> 本人了承 <input type="checkbox"/> 本人拒否		
通報者への連絡方法	<input type="checkbox"/> 電子メール() <input type="checkbox"/> 書面() <input type="checkbox"/> 面接() <input type="checkbox"/> その他		
連絡先 電話番号・メールアドレス・住所等			
通報受領の通知	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 通知 年 月 日		

(裏)

調 査 経 過	
担当課： 調査担当者：	
進捗状況の 通知年月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
調 査 結 果	
内容：	
通知年月日	年 月 日
改 善 措 置	
内容：	
通知年月日	年 月 日

参考様式